吸収合併に係る事前開示書面

（会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 191 条に定める書面）

（簡易吸収合併）

2020 年 1 月 17 日

株式会社サンマルクホールディングス

2020年1月17日

吸収合併に係る事前開示書面

株式会社サンマルクホールディングス
代表取締役社長　綱嶋　耕二

当社は、株式会社サンマルクチャイナとの間で締結した2020年1月17日付吸収合併契約書に基づき、2020年3月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社サンマルクチャイナを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行うこととしました。本合併に関し、会社法第794条第1項および会社法施行規則第191条に定める事前開示事項は下記のとおりです。

記

１．吸収合併契約の内容

2020年1月17日付吸収合併契約書の内容は、別紙１のとおりです。

２．合併対価の相当性に関する事項

当社は、吸収合併消滅会社である株式会社サンマルクチャイナの発行済株式の全部を保有しているため、本合併に際し、株式その他の金銭等の合併対価の交付は行いません。

３．新株予約権の対価の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

４．吸収合併消滅会社に関する事項

（１）　最終事業年度に係る計算書類等

最終事業年度の株式会社サンマルクチャイナの計算書類は別紙２のとおりです。

（２）　最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

本合併以外に、該当事項はありません。

５．吸収合併存続会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

６．吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生後の当社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の当社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

したがって、本合併後における当社の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

なお、本合併に先立ち、当社が株式会社サンマルクチャイナに対して保有する債権の一部を放棄する予定でありますが、かかる債権放棄は当社の債務履行の見込みに影響を及ぼすものではありません。

以上

別紙１　吸収合併契約書



吸 収 合 併 契 約 書

株式会社サンマルクホールディングス（以下「甲」という。）及び株式会社サンマルクチャイナ（以下「乙」という）は次のとおり合併契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲は乙の権利義務の全部を承継する。

第2条（合併をする会社の商号及び住所）

本合併にかかる吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。

（1） 吸収合併存続会社
商号　株式会社サンマルクホールディングス
本店　岡山県岡山市北区平田173番地104

（2） 吸収合併消滅会社
商号　株式会社サンマルクチャイナ
本店　岡山県岡山市北区平田173番地104

第3条（合併の効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2020年3月1日とする。ただし、合併手続きの進行に応じ必要があるときは、甲乙協議し、合意の上、これを変更することができる。

第4条（合併に際して交付する株式の数及び割当てに関する事項）

甲は、乙の発行済み株式のすべてを所有しているので、甲は、本合併に際して、乙の株主に対する株式又は金銭等の対価の交付を行わない。

第5条（資本金及び準備金）

本合併により増加する甲の資本金等の額は、次のとおりとする。

（1） 資本金　　0円
（2） 資本準備金　　0円
（3） 利益準備金　　0円

第6条（合併承認総会）

1　甲は、会社法796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに本合併を行う。

2　乙は、会社法784条第1項の規定に基づき、株主総会の承認決議を経ずに本合併を行う。

第7条（会社財産の引継ぎ）

乙は、効力発生日における一切の資産、負債その他の権利義務を効力発生日において甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結から効力発生日までの期間、善良な管理者の注意をもって通常どおりそれぞれの会社の業務を執行し、会社の財産を管理するものとし、その資産、負債又は権利義務に重大な影響を及ぼしうる行為を行う場合には、事前に甲乙協議し、合意の上、これを実行する。

第9条（従業員の引継ぎ）

甲は、効力発生日において、乙の従業員全員を甲の従業員として引き続き雇用するものとし、従業員に関する処遇については、甲乙協議の上、これを決定する。

第10条（合併条件の変更及び契約の解除）

本契約締結日から効力発生日までの間に、①天災地変その他の事由によって、甲もしくは乙のいずれかの財産状態もしくは経営成績に重大な変動が生じた場合、または②本合併の実行に重大な支障となる事態もしくは著しく困難にする事態が生じた場合には、甲乙協議し、合意の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項については、甲乙協議し、合意の上、これを定める。

本契約の成立の証として、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が正本 1 通を保管し、乙はその写し1通を保有する。

2020年1月17日

甲　岡山県岡山市北区平田173番地104
株式会社サンマルクホールディングス
代表取締役社長　綱嶋　耕二

乙　岡山県岡山市北区平田173番地104
株式会社サンマルクチャイナ
代表取締役社長　宮岡　昌孝





別紙２　株式会社サンマルクチャイナの計算書類等

第　11　期

自　2018年４月１日
至　2019年３月31日

計　　算　　書　　類

貸　借　対　照　表

損　益　計　算　書

株主資本等変動計算書

個　別　注　記　表

岡山市北区平田１７３番地１０４
株式会社　サンマルクチャイナ
代表取締役社長　宮岡　昌孝

貸 借 対 照 表

（2019年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	**1,458,019**	**（負債の部）**	**1,367,739**
流動資産	**373,762**	**流動負債**	**587,505**
現金及び預金	238,002	買掛金	55,744
売掛金	126,167	関係会社短期借入金	423,333
原材料及び貯蔵品	6,619	未払金	83,644
前払費用	2,810	未払費用	3,862
未収入金	306	未払法人税等	7,215
仮払金	20	未払消費税等	5,932
貸倒引当金	△164	預り金	4,719
固定資産	**1,084,257**	賞与引当金	3,053
有形固定資産	**558,938**	**固定負債**	**780,233**
建物	508,234	退職給付引当金	10,464
構築物	10,785	資産除去債務	74,884
工具、器具及び備品	39,918	長期未払金	1,552
無形固定資産	**500**	関係会社長期借入金	693,333
ソフトウエア	500	**（純資産の部）**	**90,279**
投資その他の資産	**524,818**	**株主資本**	**90,279**
長期前払費用	4,288	**資本金**	**100,000**
敷金及び保証金	243,439	**資本剰余金**	**508,420**
繰延税金資産	277,089	資本準備金	400,000
		その他資本剰余金	108,420
		利益剰余金	**△518,140**
		その他利益剰余金	△518,140
		別途積立金	40,000
		繰越利益剰余金	△558,140
資産合計	**1,458,019**	**負債純資産合計**	**1,458,019**

損 益 計 算 書

（自　2018年４月１日
　至　2019年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	1,783,387
売上原価	515,507
売上総利益	1,267,879
販売費及び一般管理費	1,337,362
営業損失	△69,483
営業外収益	3,356
受取賃貸料	44
その他	3,312
営業外費用	21,303
支払利息	14,314
その他	6,988
経常損失	△87,429
特別損失	87,695
固定資産除却損	2,436
減損損失	85,259
税引前当期純損失	△175,124
法人税、住民税及び事業税	7,215
法人税等調整額	△60,003
当期純損失	△122,336

株主資本等変動計算書

（自　2018年４月１日
至　2019年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
2018年４月１日　残高	100,000	400,000	108,420	508,420	40,000	△435,803	△395,803	212,616	212,616
事業年度中の変動額									
別途積立金の積立									
当期純損失						△122,336	△122,336	△122,336	△122,336
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△122,336	△122,336	△122,336	△122,336
2019年３月31日　残高	100,000	400,000	108,420	508,420	40,000	△558,140	△518,140	90,279	90,279

個 別 注 記 表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品　　先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有 形 固 定 資 産　　定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　５年～34年
構築物　　10年
工具、器具及び備品　　５年～６年

② 無 形 固 定 資 産　　定額法を採用しております。
ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ 長 期 前 払 費 用　　定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金　　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞 与 引 当 金　　従業員の賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 退 職 給 付 引 当 金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

２．表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

３．株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	2,000株	－株	－株	2,000株

４．その他の注記

(1) 当事業年度において、当社は以下の資産の減損損失を計上しております。

場　　所	用　　途	種　　類
茨城県土浦市　他	営業店舗資産	建　　物 構　築　物 そ　の　他

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として各営業店舗を基本単位としてグルーピングしております。

当事業年度において、退店により今後の利用見込みがなくなったため、帳簿価額相当額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。当該減損損失は85,259千円であり、その内訳は建物82,185千円、構築物1,729千円、その他1,344千円であります。

当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、減損対象資産すべてについて、正味売却価額を零として評価しております。

(2) 資産除去債務に関する注記

① 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約及び定期借地権契約ならびに賃貸用不動産の定期借地権契約に伴う原状回復義務等であります。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を建物（内部造作）の耐用年数である15年と見積り、割引率は0.52～1.86％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	90,406千円
時の経過による調整額	958千円
資産除去債務の履行による減少額	△16,480千円
期末残高	74,884千円

(3) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。